

○行政職給料表(令和3年4月1日)

級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階			
		人	%	職名	人	人	%	段階	
1級	定型的な業務を行う職務	722	13.1	主事	463	1,577	28.6	主事・技師級	
				技師	170				
				係員(警察事務の主任を含む)	89				
2級	高度の知識又は技術若しくは経験を必要とする業務を行う職務	827	15	主事	463	1,577	28.6	主事・技師級	
				技師	240				
				係員(警察事務の主任を含む)	118				
3級	係長又は主任の職務	1,356	24.6	係長	6	1,424	25.8	係長級	
				主査	27			主事・技師級	
				主事	1				
				係員(警察事務の主任を含む)	4			係長級	
				副主査	812				
				主任	403				
				係長	42				
				専門員	19				
事務主任	47								
教育局課長	1								
4級	課長補佐又は困難な業務を処理する係長の職務	1,248	22.6	主査	2	1,451	26.3	主事・技師級	
				主査	16			係長級	
				副主査	3				
				主任	2				
				係長	39				
				専門員	31				
				事務主任	2				
				課長補佐兼係長	258			課長補佐級	
				副室長	1				
				課長補佐	117				
				所長補佐兼係長	2				
				所長補佐	7				
				船長	1				
				主査	598				
				技術指導員	2				
				主任児童福祉司	1				
				主任職業訓練指導員	3				
				事務主任	86				
				技術主任	6				
				司書主任	8				
				署課長	10				
				係長	12				
				教育局課長	6				
				図書館課長	3				
				郷土資料館課長	1				
				人事主事	5				
				助教授	5				
				副所長	1				
				地方機関の次長	2				
地方機関の課長	14								
事務長	2								
副校長	1								
副館長	1								
				係長	1	1,451	26.3		係長級
				所長補佐	1				課長補佐級
				課長補佐	17				
				専門幹	263				
				主査	1				
				主任身体障害者福祉司	1				
				主任職業訓練指導員	2				
				助教授	3				
				署課長	10				
				主幹兼係長	182				
				主幹	77				
主査	6								

5級	主幹又は困難な業務を処理する課長補佐の職務	735	13.3	教授	1	434	7.8	主幹級
				地方機関の次長	1			
				地方機関の室長	4			
				地方機関の課長	66			
				広域振興局府税出張所長	2			
				流域下水道事務所長	1			
				副所長	2			
				副センター長	1			
				教育局課長	8			
				図書館課長	1			
				総合教育センター部長	1			
				人事主事	1			
				郷土資料館課長	3			
				事務長	42			
				署課長	5			
				調査官	7			
				次席	1			
係長	22							
参事	2							
6級	1 本庁(知事の事務部局(地方機関を除く。))若しくは警察本部、市警察部若しくは警察学校(以下「警察本部等」という。)をいう。以下同じ。)又は議会、教育委員会、人事委員会、監査委員若しくは労働委員会の事務局(教育委員会にあつては、地方機関を除く。以下「議会等の事務局」という。)の課長又は参事(以下「課長等」という。)の職務 2 地方機関の長又は地方機関における1の職務に相当する職務	325	5.9	参事	172	494	9.0	課長級
				農業改良普及センター所長	4			
				副センター長	3			
				統括保健師長	1			
				地域統括保健師長	4			
				室長	2			
				地方機関の次長	11			
				技術次長	9			
				地方機関の部長	3			
				地方機関の室長	5			
				地方機関の課長	40			
				地方機関の参事	22			
				副所長	1			
				土木事務所出張所長	3			
				東京事務所副所長	2			
				府営水道事務所長	2			
				府立体育館館長	1			
				児童相談所長	1			
				流域下水道事務所長	2			
				事務長	17			
				副校長	2			
				教育局次長	5			
				図書館部長	2			
				郷土資料館長	2			
				情報管理技術センター所長	1			
				照会センター所長	1			
				施設管理室長	1			
				監査室長	1			
				健康管理センター室長	1			
				主席調査官	3			
副所長	1							
							部長級 (次長)	
7級	1 本庁又は議会等の事務局の課長等であつて、困難な業務を処理するものの職務 2 困難な業務を所掌する地方機関の長又は地方機関における1の職務に相当する職務	171	3.1	課長	90			課長級
				企画参事	5			
				参事	17			
				技術次長	1			
				地方機関の次長	10			
				地方機関の室長	1			
				地方機関の課長	14			
				地方機関の参事	1			
				旅券事務所長	1			
				総務事務センター長	1			
				消防学校長	1			
				府民総合案内・相談センター長	1			
				消費生活安全センター長	1			
				公営企業管理事務所長	1			
				副館長	1			
淇陽学校長	1							
児童相談所長	1							

				高等技術専門校長	1				
				農業改良普及センター所長	3				
				林業大学校長	1				
				土木事務所長	3				
				大野ダム総合管理事務所長	1				
				副所長	5				
				副校長	1				
				室長	2				
				総合教育センター次長	1				
				図書館副館長	1				
				教育局長	1				
				淇陽学校長	1				
				高等技術専門校長	2				
8級	1 本庁の次長又は議会等の事務局の部長若しくは次長の職務 2 特に困難な業務を所掌する地方機関の長又は地方機関における1の職務に相当する職務	110	2.0	職員長	1	114	2.1	部長級（次長）	
				広域振興局副局長	5				
				企画調整理事	2				
				監	2				
				副部長	17				
				技監	5				
				理事	25				
				室長	5				
				地方機関の部長	9				
				次長	5				
				府税事務所長	3				
				自動車税管理事務所長	1				
				自転車競技事務所長	1				
				東京事務所長	1				
				府営水道事務所長	1				
				副團長	1				
				副館長	1				
				児童相談所長	1				
				家庭支援総合センター所長	1				
				計量検定所長	1				
				織物・機械金属振興センター所長	1				
				高等技術専門校長	2				
				農業大学校長	1				
				水産事務所長	1				
				林務事務所長	1				
				土木事務所長	5				
				流域下水道事務所長	1				
				局長	1				
				参事官	1				
				教育監	1				
				部長	2				
				教育局長	4				
				総合教育センター所長	1				
9級	1 本庁の部長の職務 2 議会等の事務局の長（教育委員会にあつては、教育次長を含む。）又は困難な業務を処理する部長の職務 3 重要な業務を所掌する地方機関の長の職務	23	0.4	企画理事兼部長	1	23	0.4	部長級	
				監	1				
				大学改革等推進本部事務局長	1				
				広域振興局長	4				
				知事室長	1				
				会計管理者	1				
				部長	7				
				議会事務局長	1				
				委員会事務局長	3				
				理事	1				
				企画調整理事	1				
				教育次長	1				
10級	1 本庁の部長であつて、困難な業務を処理するものの職務 2 特に重要な業務を所掌する地方機関の長の職務	-	0.0						
合 計		5,517	100.0		5,517	5,517	100.0		

備考 ・この表において「地方機関」とは、京都府行政機関設置条例（平成12年京都府条例第3号）の規定に基づき設置された機関その他人事委員会規則で定める機関をいう。

・人数には再任用職員及び一般任期付職員を含む。

○公安職給料表

級	基準となる職務	合計		内訳			職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階	
1級	巡査の行う職務	1158	17.5	巡査	1,158				
2級	1 巡査長の行う職務 2 相当の知識又は経験を必要とする巡査の行う職務	551	8.3	巡査	377	2,100	31.7	巡査	
				巡査長	138				
3級	1 主任の職務 2 相当の知識又は経験を必要とする巡査長の行う職務 3 相当高度の知識又は経験を必要とする巡査の行う職務	1321	19.9	主任	36			巡査部長	
				巡査	97			巡査	
				巡査長	310			巡査部長	
4級	1 係長の職務 2 相当の知識又は経験を必要とする主任の職務	1633	24.7	主任	914			巡査部長	
				巡査長	20			巡査	
				主任	1,065	2,015	30.4	巡査部長	
				係長	546			警部補	
5級	1 警察本部等の課長補佐の職務 2 警察署の課長の職務 3 特に困難な業務を処理する係長の職務	1410	21.3	課長・理事官・監察官	2			警視	
				係長	1,385	1,931	29.2	警部補	
				課長補佐	6				
6級	1 警察本部等の課長補佐であつて、困難な業務を処理するものの職務 2 警察署の課長であつて、困難な業務を処理するものの職務	243	3.7	署課長	19	398	6.0	警部	
				課長補佐	129				
7級	1 警察本部等の調査官又は次席の職務 2 警察署の管理官の職務 3 警察本部等の課長補佐であつて、特に困難な業務を処理するものの職務 4 警察署の課長であつて、特に困難な業務を処理するものの職務	195	2.9	署課長	114				
				課長補佐	50				
				署課長	53				
				次席	27				
8級	1 警察本部又は市警察部の課長、理事官又は監察官の職務 2 警察本部等の主席調査官の職務 3 警察署の長又は副署長の職務 4 警察学校の副校長の職務	92	1.4	調査官	46	179	2.7	警視	
				署課長(警視)	13				
				次席	6				
				主席調査官	8				
				次席・副校長	9				
9級	1 次長又は参事官の職務 2 規模の大きい警察署の長の職務 3 警察学校の長の職務	20	0.3	副署長	25				
				課長・理事官・監察官	40				
				署長	10				
				次長・参事官	10				
合計		6,623	100.0		6,623	6,623	100.0		

備考 ・この表において「地方機関」とは、行政職給料表の備考に規定する地方機関をいう。

・人数には再任用職員及び一般任期付職員を含む。

○教育職給料表(2)

級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
1級	1 高等学校の講師、助教諭、養護助教諭又は実習助手の職務 2 特別支援学校の講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎指導員の職務	185	4.9	寄宿舎指導員	41	185	4.9	実習助手等
				実習助手	60			
				講師	84			
2級	1 高等学校の教諭、養護教諭、栄養教諭又は主任実習助手の職務 2 特別支援学校の教諭、養護教諭、栄養教諭、主任実習助手又は主任寄宿舎指導員の職務	3,378	90.2	寄宿舎指導員	10	3,378	90.2	教諭等
				実習助手	42			
				養護教諭	101			
				栄養教諭	9			
教諭	3,216							
特2級	高等学校又は特別支援学校の主幹教諭又は指導教諭の職務	23	0.6	指導教諭	14	23	0.6	主幹教諭等
				主幹教諭	9			
3級	高等学校又は特別支援学校の副校長又は教頭	100	2.7	教頭	96	100	2.7	教頭等
				副校長	4			
4級	高等学校又は特別支援学校の校長の職務	61	1.6	校長	61	61	1.6	校長等
合計		3,747	100.0		3,747	3,747	100.0	

備考 人数には再任用職員及び一般任期付職員を含む。

○教育職給料表(3)

級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
1級	小学校、中学校又は義務教育学校の講師、助教諭又は養護助教諭の職務	231	3.7	講師	231	231	3.7	実習助手等
2級	小学校、中学校又は義務教育学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務	5,264	85.1	栄養教諭	70	5,264	85.1	教諭等
				養護教諭	278			
				教諭	4,916			
特2級	小学校、中学校又は義務教育学校の主幹教諭又は指導教諭の職務	57	0.9	指導教諭	22	57	0.9	主幹教諭等
				主幹教諭	35			
3級	小学校、中学校又は義務教育学校の副校長又は教頭の職務	334	5.4	教頭	323	334	5.4	教頭等
				副校長	11			
4級	小学校、中学校又は義務教育学校の校長の職務	304	4.9	校長	304	304	4.9	校長等
合計		6,190	100.0		6,190	6,190	100.0	

備考 人数には再任用職員及び一般任期付職員を含む。

○医療職給料表(1)

級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階						
		人	%	公表上の職位	公表数	人	%	段階				
1級	医療業務を行う職務	8	15.7	技師	8	15	29.4	主事・技師級				
2級	1 病院の診療科の長の職務 2 高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務	6	11.8	技師 主任医師	5 1				2.0	係長級		
3級	1 本庁の課長等の職務 2 病院の副院長の職務 3 地方機関の長の職務 4 病院の診療科の長であつて、困難な業務を処理するものの職務 5 特に高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務	25	49.0	技師	2	14	27.4	課長補佐級				
				課長補佐	7							
				地方機関の課長	1							
				4級	1 本庁の部長又は次長の職務 2 病院の長又は困難な業務を処理する副院長の職務 3 特に困難な業務を所掌する地方機関の長の職務	12	23.5	医長	6	8	15.7	課長級
								健康管理医	2			
								保健所長	2			
								地方機関の部長	3			
								主席調査官	1			
保健所長	1											
保健所長	4	12	23.5					次長級				
リハビリテーション支援センター長	1											
保健環境研究所長	1											
精神保健福祉総合センター所長	1											
洛南病院院長	1											
保健医療対策監	1											
副院長	2											
部長	1	1	2.0	部長級								
合計		51	100.0		51	51	100.0					

備考 ・この表において「地方機関」とは、行政職給料表の備考に規定する地方機関をいう。

・人数には再任用職員及び一般任期付職員を含む。

○医療職給料表(2)

級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階						
		人	%	職名	公表数	人	%	段階				
1級	1 栄養士又は学校栄養職員の職務 2 診療放射線技師の職務 3 臨床検査技師の職務 4 理学療法士、作業療法士、視能訓練士又は言語聴覚士の職務	-	0.0	技師	-	40	21.5	主事・技師級				
2級	1 薬剤師の職務 2 獣医師の職務 3 高度の技術又は経験を必要とする栄養士、学校栄養職員、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士又は言語聴覚士の職務	40	21.5	技師 学校栄養職員	39 1							
3級	主任の職務	10	5.4	主任	10	57	30.6	係長級				
4級	係長の職務	47	25.3	副主査	47							
5級	主幹、課長補佐又は困難な業務を処理する係長の職務	80	43	課長補佐兼係長	13	64	34.4	課長補佐級				
				課長補佐	3							
				専門幹	7							
				主査	35							
				6級	地方機関の長又は課長等の職務	8	4.3	地方機関の課長	5	16	8.6	主幹級
								副薬剤長	1			
								主幹兼係長	8			
								主幹	2			
7級	困難な業務を所掌する地方機関の長の職務	1	0.5	地方機関の次長	1	9	4.80	課長級				
				地方機関の課長	4							
				地方機関の課長	4							
7級	困難な業務を所掌する地方機関の長の職務	1	0.5	家畜保健衛生所長	1	9	4.80	課長級				
				地方機関の課長	4							
				家畜保健衛生所長	3							
7級	困難な業務を所掌する地方機関の長の職務	1	0.5	動物愛護センター所長	1	9	4.80	課長級				
				地方機関の課長	4							
				家畜保健衛生所長	1							
合計		186	100.0		186	186	100.0					

備考 ・この表において「地方機関」とは、行政職給料表の備考に規定する地方機関をいう。

・人数には再任用職員及び一般任期付職員を含む。

○医療職給料表(3)

級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	公表上の職位	公表数	人	%	段階
1級	准看護師の職務	-	0.0	技師	-			
2級	1 保健師又は助産師の職務 2 看護師の職務 3 高度の技術又は経験を必要とする准看護師の職務	18	13.3	技師	18	18	13.3	主事・技師級
3級	病院の看護師長又は主任の職務	50	37	副主査 主任 技師 副看護師長	40 8 1 1	59	43.7	係長級
4級	病院の看護師長であつて、困難な業務を処理するものの職務	23	17.0	主査 副主査 主査 看護師長 副看護師長	3 4 10 3 3			課長補佐級
5級	病院の副看護部長又は特に困難な業務を処理する看護部長の職務	41	30.4	副主査 主査 看護師長 教務主任 副看護部長 副校長	2 28 4 1 5 1	55	40.8	課長補佐級
6級	病院の看護部長の職務	3	2.2	副看護部長 洛南病院部長 看護学校長	1 1 1	3	2.2	課長級
合計		135	99.9		135	135	100.0	

備考 人数には再任用職員を含む。

○研究職給料表

級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	公表上の職位	公表数	人	%	段階
1級	上級の研究員の指揮監督の下に研究を行う研究員の職務	46	20.7	技師 主任研究員 研究員	34 6 6	46	20.7	主事・技師級
2級	1 相当高度の知識経験に基づき困難な研究を独立して、又は指導して行う研究員の職務 2 主任の職務	73	32.9	主任 副主査 専門研究員	13 50 10	74	33.3	係長級
3級	1 高度の知識経験に基づき相当の範囲にわたる研究の調整、指導等を行う職務 2 高度の知識経験に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務	82	36.9	専門研究員 専門幹 主任研究員 科長 主任研究員 地方機関の部長 地方機関の室長 調査官	1 3 52 4 12 4 2 4	60	27.0	課長補佐級
4級	1 試験場又は研究所(以下「試験場等」という。)の長の職務 2 特に高度の知識経験に基づき困難な研究の統括、調整等を行う職務	16	7.2	主任研究員 農林水産技術センター所長 碓高原牧場長 地方機関の部長 地方機関の課長	1 4 1 3 7	15	6.8	課長級
5級	特に困難な業務を所掌する試験場等の長又は次長の職務	5	2.3	技術次長 中小企業技術センター所長 農林水産技術センター長 農林水産技術センター所長	1 1 1 2	5	2.3	次長級
合計		222	100.0		222	222	100.0	

備考 人数には再任用職員を含む。

○技能労務職給料表

級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	公表上の職位	公表数	人	%	段階
1級	補助的な業務を行う職務	-	0.0		-			
2級	定型的な業務を行う職務	-	0.0		-			
3級	高度の知識又は技術若しくは経験を必要とする業務を行う職務	-	0.0		-			
4級	係長又は主任の職務	26	18.2	主査	2	27	18.9	係長級
				副主査	12			
				主任	8			
				専門員	2			
				係員(警察事務の主任を含む)	2			
5級	1 課長補佐又は困難な業務を処理する係長の職務 2 困難な業務を処理する課長補佐の職務	117	81.8	副主査	1	116	81.1	課長補佐級
				専門幹	48			
				主査	32			
				専門員	2			
				技術主任	34			
合計		143	100.0		143	143	100.0	

備考 人数には再任用職員を含む。

○特定任期付職員給料表

級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	公表上の職位	公表数	人	%	段階
1号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合	-	0.0		-	-	0	
2号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合	-	0.0		-	-	0.0	
3号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合	3	60.0	主査	1	1	20.0	
				主査	2	2	40.0	
4号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合	1	20.0	主幹	1	1	20.0	
5号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合	1	20.0	企画参事	1	1	20.0	
6号給	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合	-	0.0		-	-	0.0	
7号給	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合	-	0.0		-	-	0.0	
合計		5	100.0		5	5	100.0	